

聖学院大学 新型コロナウイルス感染症に伴う活動制限ガイドライン（学生用） 2021年11月8日改訂版改

レベル	社会・地域・環境	授業	キャンパス立入に関する注意 ※教職員、外來者にも準用	課外活動
レベル：0 (ブルー)	ワクチン開発、集団免疫	通常	通常	通常
レベル：1 (グリーン) 制限-低	ステージⅠ：感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階	<p>①原則対面授業 ②政府の定める感染症対策の基準に則った授業環境を整備し、対面授業を実施する。</p> <p>教員向け注意事項：</p> <p>①感染防止対策の徹底を図り、密集、密閉、密接を厳密に排除できることを確認し、実施すること。</p>	<p>キャンパス立入禁止の方（レベル1～3共通）</p> <p>①発熱や咳等の風邪症状がある方。 ②味覚・嗅覚障害等の新型コロナウイルス感染を疑う症状がある方、または体調が優れない方。 ③海外から入国・帰国後、政府が定める待機期間が終了していない方。 ※待機期間の一例：入国した次の日から起算して14日間 ④陽性者・濃厚接触者・PCR検査及び抗原検査中の方。 (同居者及びご家族が検査中の場合も含む)</p> <p>キャンパス立入の際の遵守事項（レベル1～3共通）</p> <p>基本的な感染症対策の徹底</p> <p>①マスクの着用（不織布マスクの推奨） ・会話時は必ず着用・鼻出しマスク、顎マスクはせずに正しい着用 ②石けんによる手洗い・手指消毒の徹底 ・登下校時・授業の前後・共用物に触った後・食事の前後・授業の前後・トイレ後 ③共用部分の消毒 ・建物の各廊下等に設置してある除菌シートを活用する ④3密（密接・密集・密閉）の回避 ・一つの密でも避ける・屋外でも密集、密接を避ける ・密接・・・近距離での会話や発声などの密接場面を作らない ・密集・・・多くの人が密集する場所を作らない：人と人との距離の確保（1m以上） ・密閉・・・今まで以上に換気の徹底：こまめに換気、可能な限り常時2方向の窓を開放 ⑤体調管理 ・登校前の検温、登校後の検温を必ず行う ・発熱や咳等の風邪症状、体調不良の際は、決して外出や来校しない 「出席停止（自宅待機）についてのフローチャート」に従う ・「健康観察表」及び「行動記録表」などの活用 ・来校後、体調不良になった場合はすぐに保健室へ ⑥キャンパス内での飲食（食事を目的とした学外者の入構はご遠慮ください） ・食事の際には「黙食」を徹底する ⑦その他、教職員の指示がある場合は指示に従ってください。</p>	<p>感染防止対策の徹底を図ること、学生支援課の許可を得た団体に限り活動を認める。</p> <p>※実施の詳細な条件等については、学生支援課が示すルールを順守する。</p>
レベル：2 (イエロー) 制限-中	ステージⅡ：感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	<p>①基本対面授業 ②政府の定める感染症対策の基準に則った授業環境を整備し、対面授業を実施する。<u>なお、学生が健康上の不安を抱える場合、所定の手続きを行った上で、他の方法をもって授業参加を認める場合がある。</u></p> <p>教員向け注意事項：</p> <p>①感染防止対策の徹底を図り、密集、密閉、密接を厳密に排除できることを確認し、実施すること。</p>	<p>①マスクの着用（不織布マスクの推奨） ・会話時は必ず着用・鼻出しマスク、顎マスクはせずに正しい着用 ②石けんによる手洗い・手指消毒の徹底 ・登下校時・授業の前後・共用物に触った後・食事の前後・授業の前後・トイレ後 ③共用部分の消毒 ・建物の各廊下等に設置してある除菌シートを活用する ④3密（密接・密集・密閉）の回避 ・一つの密でも避ける・屋外でも密集、密接を避ける ・密接・・・近距離での会話や発声などの密接場面を作らない ・密集・・・多くの人が密集する場所を作らない：人と人との距離の確保（1m以上） ・密閉・・・今まで以上に換気の徹底：こまめに換気、可能な限り常時2方向の窓を開放 ⑤体調管理 ・登校前の検温、登校後の検温を必ず行う ・発熱や咳等の風邪症状、体調不良の際は、決して外出や来校しない 「出席停止（自宅待機）についてのフローチャート」に従う ・「健康観察表」及び「行動記録表」などの活用 ・来校後、体調不良になった場合はすぐに保健室へ ⑥キャンパス内での飲食（食事を目的とした学外者の入構はご遠慮ください） ・食事の際には「黙食」を徹底する ⑦その他、教職員の指示がある場合は指示に従ってください。</p>	<p>感染防止対策の徹底を図ること、原則顧問・指導者の引率が付くこと等の条件の下、学生支援課の許可を得た団体に限り活動を認める。</p> <p>※実施の詳細な条件等については、学生支援課が示すルールを順守する。</p>
レベル：3 (オレンジ) 制限-高	ステージⅢ：感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を防ぐための対応が必要な段階	<p>①対面・オンライン授業の併用 ②政府の定める感染症対策の基準に則った授業環境を整備し、学部・学科の判断により、一部科目をオンラインにて実施する。<u>なお、学生が健康上の不安を抱えている場合、所定の手続きを行った上で、他の方法をもって授業参加を認める。また、政府、地方自治体の要請等により、対面授業の割合については変化することがある。</u></p> <p>教員向け注意事項：</p> <p>①各授業の実施方法は、学科・課程に対する調査を経て決定する。 ②感染防止対策の徹底を図り、密集、密閉、密接を厳密に排除できることを確認し、実施すること。 ③学期途中の授業実施方法の変更は、教育支援課に申請し、学科長、学部長、教務部長（大学院は研究科長）の了解を得てから行うこと。</p>	<p>①対面・オンライン授業の併用 ②政府の定める感染症対策の基準に則った授業環境を整備し、学部・学科の判断により、一部科目をオンラインにて実施する。<u>なお、学生が健康上の不安を抱えている場合、所定の手続きを行った上で、他の方法をもって授業参加を認める。また、政府、地方自治体の要請等により、対面授業の割合については変化することがある。</u></p> <p>教員向け注意事項：</p> <p>①各授業の実施方法は、学科・課程に対する調査を経て決定する。 ②感染防止対策の徹底を図り、密集、密閉、密接を厳密に排除できることを確認し、実施すること。 ③学期途中の授業実施方法の変更は、教育支援課に申請し、学科長、学部長、教務部長（大学院は研究科長）の了解を得てから行うこと。</p>	<p>対面授業が実施される週（土曜日を除く）において、感染防止対策の徹底を図ること、原則顧問・指導者の常駐が付くこと等の条件の下、学生支援課の許可を得た団体に限り、一部対面での実施を認める。</p> <p>緊急事態宣言発出中は、課外活動を禁止する。（ただし、指定強化部である陸上部を除く）</p> <p>※実施の詳細な条件等については、学生支援課が示すルールを順守する。</p>
レベル：4 (レッド) 構内活動の原則停止	ステージⅣ：爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	オンライン授業のみ実施。 実習・演習・実技等、指導上実施する必要がある場合のみ、対面授業を実施することがある。	原則立入禁止 ※緊急事態で入構される際は、対応部署への予約をして入構してください。予約なしの入構や予約した部署以外の部署等へは立入は禁止とする場合があります。	<p>全ての課外活動を禁止する。</p> <p>学生支援課の許可を得た団体に限り、オンラインの活動（アカウントの作成、勧誘等）を認める。</p>

※本ガイドラインの運用においては、当該感染症等に関する知見ならびに政府要請等を踏まえ、柔軟に対応を行うものである。